



# 宮 崎 県 公 報

平成25年4月1日（月曜日）号外 第25号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則……………（行政経営課） 1		○宮崎県副知事の担任意務等に関する規程……………（行政経営課） 1	

## 規 則

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第23号

#### 知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則（昭和30年宮崎県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条・第3条 [略]	第2条 <u>法第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</u> 第1順位 <u>副知事 稲用博美</u> 第2順位 <u>副知事 内田欽也</u> 第3条・第4条 [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程をここに公表する。

平成25年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 訓令第5号

本 庁  
各 出 先 機 関

#### 宮崎県副知事の担任意務等に関する規程

##### （担任意務）

第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

##### （1）副知事稲用博美の担任意務

ア 総合政策部に関すること。

イ 総務部に関すること。

ウ 福祉保健部に関すること。

エ 会計管理局に関すること。

オ 病院局に関すること。

カ 教育委員会に関すること。

キ 選挙管理委員会に関すること。

ク 人事委員会に関すること。

- ケ 監査委員に関すること。
  - コ 県内の関係機関等との総合調整に関すること。
  - サ その他知事が指定する事項に関すること。
- (2) 副知事内田欽也の担当事務
- ア 環境森林部に関すること。
  - イ 商工観光労働部に関すること。
  - ウ 農政水産部に関すること。
  - エ 県土整備部に関すること。
  - オ 企業局に関すること。
  - カ 公安委員会に関すること。
  - キ 労働委員会に関すること。
  - ク 収用委員会に関すること。
  - ケ 海区漁業調整委員会に関すること。
  - コ 内水面漁場管理委員会に関すること。
  - サ 国との総合調整に関すること。
  - シ その他知事が指定する事項に関すること。

(担任の特例)

第 2 条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担当事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。